

## 小委員会交渉の概要

交渉日：令和4年8月10日（水）15時10分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 労務担当部長、制度企画課長、職員支援課長、人事制度担当課長

都労連 副執行委員長、書記長、書記次長

事項	組合主張	当局主張
<p>育業等に関する制度について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児休業及び育児参加休暇に関する提案について、いずれも都労連要求の前進につながる内容</li> <li>○諾否については、後日、回答するが、制度改善と併せて、全ての職場において、職員が制度を活用しやすくなるよう、抜本的な職場環境の整備を改めて要求</li> <li>○これまで再三要求しているとおり、育児休業が有給となるよう国に法改正を求めるなど、更なる制度改善に向けて検討することを改めて要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地方公務員の育児休業等に関する法律」改正の趣旨や人事院規則等の改正内容、皆さんからの要求などを踏まえ、職員の育児と仕事との両立を支援する観点から職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、育業等に関する制度の見直しを提案</li> <li>○会計年度任用職員の育業に関する制度について、「子の出生後8週間以内の育児休業」の取得要件を「子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に任用されないことが明らかでない」ことに見直しを実施</li> <li>○また、子の1歳以降1歳6か月到達日までの育業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう要件を見直し、子の1歳6か月到達日後、2歳に達するまでの育業についても同様に要件を見直し</li> <li>○任期の更新等に伴う「再度の育児休業」について、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付職員等も対象とする見直しを実施</li> <li>○育児参加休暇の取得可能期間について、「出産に係る子が1歳に達する日まで」に拡大。なお、会計年度任用職員の育児参加休暇についても同様に見直し</li> <li>○期末・勤勉手当における除算制度について、承認期間の全部が子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで</li> </ul>

事項	組合主張	当局主張
育業等に関する制度について (続き)		<p>の期間内にある育業と、それ以外の育業のそれぞれについて、承認期間の合計が1か月以下の場合、期末手当における在職期間及び勤勉手当における勤務期間の算定に当たり、在職期間等から除算しないこととする。なお、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間の算定についても同様</p> <p>○実施時期について、育業及び育児参加休暇に関する制度の見直しについては令和4年10月1日、期末・勤勉手当における除算期間の見直しについては、令和4年12月に支給する期末・勤勉手当から適用</p>
同性とパートナー関係にある職員に関する諸制度について	<p>○都労連要求の実現に向けて前向きな検討がされているものと理解するが、検討対象の各制度について都労連要求に基づいた具体的な提案を示すことが重要</p> <p>○制度改善はもとより、東京都パートナーシップ宣誓制度の運用開始までに、職員が制度創設の目的を深く理解し、各職場において制度を利用できる環境作りを進められるよう、様々な方法・手段を利用して普及啓発していくことが必要</p> <p>○具体的な検討を加速させ、早期に労使合意を図り、より良い制度として導入できるよう強く要求</p>	<p>○配偶者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を対象とする休暇・休業等制度、手当・旅費制度について、国・他団体との均衡の原則や「東京都パートナーシップ宣誓制度」の趣旨を踏まえた上で、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある職員にも適用するよう具体的な検討を進めていく</p>